

重要事項説明書（居宅療養管理指導）

利用者「甲」が利用しようと考えている居宅療養管理指導について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に基づき、指定居宅サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供する事業者について

事業者名称	医療法人あい友会
代表者氏名	理事長 野末 瞳
所在地 (連絡先及び電話番号等)	群馬県太田市新井町578-3 電話 0276-52-8857 FAX 0276-52-8705
法人設立年月日	平成27年7月15日

2. 利用者に対しての居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あい逗子クリニック
介護保険指定事業所番号	1412510279
事業所所在地	〒249-0007 神奈川県逗子市沼間5丁目1-15
連絡先 相談担当者名	046-876-6850 木村 憲幸
事業所の通常の 事業の実施地域	逗子市 横須賀市 三浦市 葉山町 藤沢市 鎌倉市 横浜市南部

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人あい友会が開設するあい逗子クリニック（以下「クリニック」という。）が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）は、クリニックの医師等が、居宅要介護者等について行われる療養上の管理及び指導を目的とする。
運営の方針	クリニックの医師等は、提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行う。 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、居宅介護支援事業者に報告する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（必要に応じ土・日も対応）
営業時間	9：00～17：30 ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

(4)事業所の職員体制

管理者 医師等	管理者 院長 1名 医師 5名（常勤2名（管理者含む）、非常勤3名） 看護師 4名 事務職員 6名
------------	--

職	職務内容	人員数
管理者	1.従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2.従業者に法令等の規定を遵守させる為、必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
医師	居宅療養管理指導業務を行います。	常勤 2名 非常勤 3名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 6名

(5)居宅療養管理指導の内容、利用料及びその他の費用について

居宅療養管理指導の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
医師等を派遣し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うと共に介護方法についての指導や助言、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。	医師等を利用者宅に派遣して行う。	有	下表のとおり	厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

<医師が行う場合>

①居宅療養管理指導（Ⅰ）（Ⅱ以外の場合に算定）

- ・ 単一建物居住者が1人 515単位
- ・ 単一建物居住者が2～9人 487単位
- ・ 単一建物居住者が10人以上 446単位

②居宅療養管理指導（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合）

- ・ 単一建物居住者が1人 299単位
- ・ 単一建物居住者が2～9人 287単位
- ・ 単一建物居住者が10人以上 260単位

3. その他の費用について

① 交通費	交通費の実費は請求いたしません。
-------	------------------

4. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

医師等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、月に2回

5. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日を目安に利用者宛てにお届けします。
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金、各種クレジットカード、電子マネー イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6. 居宅療養管理指導の提供にあたって

(1) 居宅療養管理指導提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせ下さい。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 木村 憲幸

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
--------------------------	--

	<p>ウ 又、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9.事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又、利用者に対する居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険（株）
保険名	日本医師会医師賠償責任保険
補償の概要	賠償責任保険

10.サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

ア 提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。（以下の（2）苦情申し立ての窓口のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する為の体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

特に、事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い速やかに対応します。

ウ 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行います。尚、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い、再発防止の対応方針を協議します。

エ その他参考事項

当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処します。

(2)苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】 あい逗子クリニック

所在地 神奈川県逗子市沼間5丁目1-15
電話番号 046-876-6850
受付時間 9:00~17:30

【市町村（保険者）の窓口】

逗子市役所 福祉部高齢介護課
高齢福祉係
電話番号 046-873-1111

横須賀市役所 民政局健康部健康増進課
健康増進・介護予防担当
電話番号 046-822-8135

三浦市役所 健康福祉部高齢介護課
高齢者支援担当
電話番号 046-882-1111

葉山町役場 福祉部福祉課
電話番号 046-876-1111

藤沢市役所 福祉部高齢者支援課
電話番号 0466-25-1111

鎌倉市 健康福祉部介護保健課
介護保険担当
電話番号 0467-61-3950

横浜市
中区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-224-8163

南区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-341-1138

港南区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-847-8495

保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-334-6394

磯子区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-750-2494

金沢区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-788-7868

戸塚区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-866-8452

栄区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-894-8547

泉栄区役所 高齢・障害支援課
電話番号 045-800-2436

【公的団体の窓口】

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護苦情相談係）

電話番号 04-329-3447

11.提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施していない